

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 産業政策課

法令名		信用保証協会法			法令番号		昭和 2 8 年法律第 1 9 6 号			
手続名		信用保証協会の業務方法書の変更認可			根拠条項		第 3 3 条 (法第 3 9 条の 3、施行令第 4 条第 1 項第 1 号の規定により都道府県知事へ委任)			
審査基準	「信用保証協会向けの総合的な監督指針」(平成 1 6 年 5 月 3 1 日 (令和 6 年 1 0 月改正) 金融庁監督局・中小企業庁制定「Ⅲ－1－5 業務方法書変更認可申請の審査事項」) に定められた事項について審査する。									
	(参考) (信用保証協会向けの総合的な監督指針 Ⅲ－1－5 業務方法書変更認可申請の審査事項) 信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 (1) 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか (2) 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか (3) 同一の中小企業者等に係る保証金額の最高限度を変更する場合には、財務内容の健全性が確保されるとともに、保証利用者の利用機会の公平性を確保する上で問題がないか (4) 業務方法書の変更が、会長・理事長の選任に関するものである場合には、当該者が信用保証協会の業務運営に係る最高責任者であることから、中小企業分野等に関する見識を有し、原則として、常勤である者とする旨の内容となっているか。また、Ⅴ－5「役員の選任及び役員の役割等に関する留意事項」の趣旨も踏まえ、関係地方公共団体関係者から選任される場合は、当該者が複数の候補者からの選定や公募等、透明性の高い手続きを経て任命された者から選任が行われるようにしているといった内容となっているか。									
受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間		3 0 日	目次	7 1
						標準経由期間		— 日	No.	